○○○○自主防災会行動計画

1.目的

　この計画は○○○○自主防災会の防災活動に必要な事項を定め、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により人的、物的被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

2.計画事項

　この計画に定める事項は、次のとおりとする。

　　　（1）防災組織の編成及び任務分担に関すること。

　　　（2）防災知識の普及・啓発に関すること。

　　　（3）防災訓練の実施に関すること。

　　　（4）情報の収集・伝達に関すること。

　　　（5）出火防止・初期消火に関すること。

　　　（6）救出・救護に関すること。

　　　（7）避難誘導に関すること。

　　　（8）避難行動要支援者に関すること。

　　　（9）その他。

3.防災組織の編成及び任務分担

　災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、次のとおり組織を編成する。

　　会長 ― 　副会長 ― 情報班（情報の収集・伝達）

　　　　　　　　　　　　消火班（出火防止・初期消火）

　　　　　　　　　　　　救出・救護班（救出・救護）

避難誘導班（住民の避難誘導）

4.防災知識の普及啓発

　地域住民の防災意識の高揚を図るため、防災に関する知識の普及啓発を行う。

5.防災訓練

　災害の発生に備え、情報の収集・伝達、消火、避難等が迅速かつ的確に行えるように防災訓練を実施する。

6.情報の収集・伝達

　被害状況等を正確かつ迅速に把握し適切な応急措置をとるため情報の収集・伝達を行う。

7.出火防止・初期消火

　出火防止に努め、地域内に火災が発生した場合、迅速に消火活動を行い初期消火に努める。

8.救出・救護

　応急医薬品及び資機材を備え、災害時に救出・救護を要するものが生じた場合、救出活動、救急処置を行う。

9.避難誘導

　避難勧告が出たときは、または、防災会長が必要と認めたときは、防災会長は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

　避難誘導班員は、防災会長の指示に基づき、地域住民を避難場所等に誘導する。

　　指定避難場所　○○自治センター

10.避難行動要支援者支援

　民生委員等連携し、平常時から避難行動要支援者員の状況把握に努める。

　また、避難準備情報等が発表された場合、各々の避難行動要支援者に応じた避難支援を行う。

11.その他

　防災資機材の備蓄及び管理を行う。

　　　附則

　　この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。